

登録番号 015

文化庁新庁舎（京都府警察本部本館）*	
保存建築物登録年	令和元年
対象建築物となる根拠	条例第2条第2項第1号キ
概要・活用方法等	京都府警察本部本館として使用されていた建築物を文化庁新庁舎として保存活用するため、増築等により必要な施設の整備を実施。
工事種別	増築、模様替え

\* 条例上の登録名称で、整備後の正式名称は「文化庁京都庁舎」



外観 (撮影: 稲住写真工房)

## 1. 事例の概要

建物概要	活用前	活用後
主要用途	事務所（庁舎）	事務所（庁舎）
構造／階数	鉄筋コンクリート造 ／地上3階、地下1階建て	同上
建築面積／ 延べ面積	1,118.65m <sup>2</sup> ／ 4,417.87m <sup>2</sup>	1,093.95m <sup>2</sup> ／ 4,391.53m <sup>2</sup>
建築年	1928年（昭和3年）	
用途地域／防火地域	商業地域／準防火地域	
意匠設計者	一級建築士事務所株式会社日本設計	近宮 健一 氏 他
構造設計者	一級建築士事務所株式会社日本設計	龍井 潤一 氏
設備設計者	一級建築士事務所株式会社日本設計関西支社	曾良 敏正 氏 他

## 2. 歴史的建築物の保存活用に当たり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第20条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事
法第35条 (令第121条)	2以上の直通階段を設置する必要がある。	【ハード面での措置】 自動火災報知設備、連動通報装置及び非常放送設備の設置、屋内消火栓及び連結送水管の設置、堅穴区画の形成、可能な範囲について排煙設備の設置、2方向避難経路及び補助経路の確保 等
法第35条の2 (令第126条の2、3)	排煙設備を設置する必要がある。	【ソフト面での措置】 建物内禁煙、敷地内喫煙場所の限定、日常的及び定期的な維持管理の実施、避難訓練の実施、避難誘導体制の整備
法第36条 (令第123条)	階段踊り場の幅を1.2m以上確保する必要がある。	



執務室内観（腰壁・天井意匠保存）  
(撮影: 稲住写真工房)



階段室の堅穴区画形成  
(撮影: 稲住写真工房)



耐震補強  
(撮影: 稲住写真工房)